

## 枚方市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

平成30年3月30日制定  
枚方市要綱 第28号

### (設置)

第1条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定する子ども・若者支援地域協議会として、枚方市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所管事項)

第2条 協議会の所管事項（以下「所管事項」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整を行うこと。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備についての検討を行うこと。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の具体的支援の内容についての協議を行うこと。
- (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る調査研究、研修並びに広報及び啓発活動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等に属する者で構成する。

- (1) 枚方市産業文化部商工振興課
- (2) 枚方市保健所保健予防課
- (3) 枚方市保健所保健センター
- (4) 枚方市福祉部福祉総務課
- (5) 枚方市福祉部生活福祉室
- (6) 枚方市福祉部障害福祉室
- (7) 枚方市子ども青少年部子ども青少年政策課
- (8) 枚方市子ども青少年部子ども総合相談センター
- (9) 枚方市教育委員会事務局学校教育部児童生徒支援室
- (10) 枚方公共職業安定所
- (11) 大阪府中央子ども家庭センター
- (12) 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
- (13) 一般社団法人枚方市医師会
- (14) 枚方市民生委員児童委員協議会

- (15) 社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
- (16) 特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関等  
(子ども・若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、枚方市子ども青少年部子ども総合相談センターとする。

(守秘義務)

第5条 協議会を構成する者及び構成していた者は、正当な理由なしに、当該会議（所管事項の遂行に伴う活動を含む。）を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議設置要綱（平成24年枚方市要綱第64号）は、廃止する。